

定 款

株式会社ハルメクホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ハルメクホールディングスと称し、英文では halmek holdings Co.,Ltd.とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 出版、放送、メディア及びコンテンツの製作及び販売
2. 写真・映像・音楽作品等の企画、撮影、製作、販売、配信、賃貸、輸出入、興行及び配給
3. 通信教育、学習支援、学習教材の企画、開発、製作、販売
4. 学習塾、カルチャー教室、スポーツ施設、エステティックサロン、鍼灸施設の運営並びにこれらに関するノウハウの提供、経営指導及び業務の受託
5. 旅行業法に基づく旅行業、旅行業者代理業
6. 飲食料品（健康食品、農林水産物、米穀類、酒類等を含む）、日用品、家庭用品、衣料・服飾品、スポーツ用品、電気製品等の機械器具、娯楽用品、宝飾・美術用品等の製造、販売、輸出入
7. 医薬品、医薬部外品、医療機器、試薬、化粧品、動物用医薬品、飼料、肥料、衛生用品、介護用品、介護福祉用具、健康器具の製造、販売、輸出入
8. 通信販売業
9. 古物売買並びにその委託販売
10. 広告制作及び広告代理店業
11. 医師、看護師、介護士等の医療従事者の紹介
12. 医療、健康、介護、福祉に関する情報提供サービスその他のヘルスケア関連サービスの提供
13. 介護施設・有料老人ホーム・高齢者住宅等の情報提供、仲介・斡旋、入居相談
14. 相続等に関する情報提供、コンサルティング業務

- 15. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の取得、仲介、斡旋、管理、賃貸借、販売
- 16. 生命保険募集業、損害保険及び自動車損害賠償補償法に基づく保険の代理業
- 17. 総合リース業
- 18. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理運営並びにその委託
- 19. 人材派遣業務及び人材紹介業務
- 20. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、設計、製作、販売、賃貸、輸出入、保守、支援並びにコンサルティング業務
- 21. 原材料・資材・物品の仕入、在庫発注管理、仕入先の選定並びにそれらの受託
- 22. 物品の輸送及び保管に関する業および宅配便の委託取次業務
- 23. コールセンターの企画、開発、運営、管理並びにそれらの受託
- 24. マーケティング戦略、経営等に関するコンサルティング業務
- 25. マーケティングリサーチ業務並びに各種情報提供サービス
- 26. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、3 名以上 7 名以下とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は 3 名以上 5 名以下とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を定める。

3. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との間の責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度として、賠償責任の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役への委任)

第30条 当会社は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（監査等委員会規程）

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第32条 当会社は、会計監査人を置くものとする。

（選任方法）

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第34条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人との間の責任限定契約）

第35条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の行為に関する会計監査人の責任につき、当該会計監査人が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度として、賠償責任の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第36条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 配当財産が金銭である場合の配当には、利息をつけない。

2020 年 7 月 9 日制定

2021 年 6 月 18 日改定

2021 年 10 月 1 日改定

2022 年 6 月 17 日改定

2023 年 2 月 15 日改定